

# 令和8年度地域農業将来ビジョン構築支援業務 委託仕様書

## 1 実施目的

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の実行と見直しを効果的かつ効率的に進めるため、話し合いの単位となる数集落程度の区域において、地域農業の方向性や農地利用に係る将来像をまとめた地域農業将来ビジョン（以下「ビジョン」という。）を作成すること（別紙「地域農業将来ビジョン構築支援事業の概要について」参照）により、農地集積・集約化の促進及び地域農業の維持・発展を図る。

## 2 業務名

令和8年度地域農業将来ビジョン構築支援業務

## 3 実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 履行場所

県内一円

## 5 業務の趣旨

本委託業務では、市町が地域に対してビジョンの作成を提案できるように、市町に対して、地域での話し合いに向けた準備を伴走支援する。

また、地域内での担い手の確保が難しい地域には、県が市に、県内外の企業経営体の誘致を提案できるように、本県への参入見込みのある県外の企業経営体の情報を収集し、県と共有する。

## 6 目標

本委託業務における目標を次のとおり設定する。

- (1) 県が別途指示する対象市町（5市町程度）が、市町の農業振興方針等を具体化※し、ディスカッション資料（別紙参考様式）を作成すること。

※農業振興方針等の具体化とは、市町が定めた目標を実現するために、各地域で取り組むべき内容を明確化すること。

- (2) 本県への参入見込みのある県外の企業経営体リスト（5社以上）を作成・提案すること。

＜誘致する企業経営体のイメージ＞

他県で農業生産の実績を有し、本県での売上目標を、営農開始後5～10年程度で概ね5,000万円以上とする企業。

## 7 委託業務の内容

- (1) 地域での話し合いに向けた事前準備の支援

県が決定した対象市町（5市町程度）に対し、研修や個別ミーティング等を実施して、市町の農業振興方針等を具体化できるように支援する。対象市町が、具体化した農業振興方針等を基に、地域で農地利用の将来構想について話し合いを行うことができるように、ビジョン(案)への助言や話し合いの際に使用するディスカッション資料の作成を支援する。

- (2) 本県への参入見込みのある県外の企業経営体の情報提供  
他県で農業生産の実績を有し、本県への参入見込みのある企業経営体についての経営概要（生產品目や面積等）、財務状況及び経営収支実績等を調査・整理し、本県への参入見込みのある企業経営体リスト（5社以上）を作成する。

## 8 支援の方法

- (1) 各対象市町の支援日程については、対象市町及び県と調整すること。
- (2) 支援を効果的・効率的に実施するため、オンライン会議システム（Webex、Zoom等）の活用も可能とする。

## 9 成果物

- (1) 市町が作成したディスカッション資料
- (2) 本県への参入見込みのある企業経営体リスト（5社以上）
- (3) 業務記録（別紙「地域農業将来ビジョン構築支援業務 業務処理要領（別記第2号様式）」）

## 10 委託事業費に係る留意事項

- (1) 本委託業務に係る経理について他の経理と区分し、その収支の事実を明らかにするとともに、関連する書類を5年間保管すること。
- (2) 本委託業務は、法令、その他関係諸規程に従い処理すること。

## 11 肖像権、著作権等に関する取扱

- (1) 肖像権及び著作権の関係で問題が生じないよう受注者において整理すること。使用料等の支払が必要な場合は、委託料の範囲内で受注者が負担すること。
- (2) 本委託業務において作成し、納入した成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、県に無償で譲渡すること。

## 12 業務の執行体制（適正な人員配置と責任の明確化）の確保

受注者は、本委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び担当者、その業務所掌範囲を明らかにすること。

## 13 契約に関する条件等

- (1) 再委託等の制限  
受注者は、原則として本委託業務の内容7(1)及び(2)の業務を第三者に再委託し、または請け負わせてはならない。
- (2) 成果品の利用  
本委託業務による成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属するものとし、県は、本委託業務の成果品を自ら使用するほか、本委託業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本委託業務の成果品の使用を許諾できるものとする。
- (3) 秘密の保持  
ア 本委託業務に関し、受注者が県から受領し又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表し又は使用してはならない。  
イ 受注者は、本委託業務で知り得た県及び関係者等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 個人情報の保護

受注者は、本委託業務(再委託をした場合も含む)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及びその他関係諸規程等を遵守しなければならない。

#### 14 その他

- (1) 受注者は、本委託業務に係る活動内容(調査、調整等)について、書面で速やかに県に報告するとともに、積極的に県との調整を図ること。
- (2) 受注者は、本委託業務の実施に当たって、不明な点や改善の必要を認める場合は、県と協議すること。